




陳 述 書 (2)

2007年10月1日

東京地方裁判所民事部 御中

被告本人

津田哲也 

1. はじめに

私がインターネット上に『増田俊男,サンラ・ワールド,SIC』投資被害対策室』をはじめとする3つのブログ(以下、「津田ブログ」)を立ち上げた直接のきっかけは、『サンマス・ブログ』と『サンマス研究会』という2つのインターネット・サイトの閉鎖であったことは、本年8月27日付『陳述書(1)』(乙9号証)で述べさせていただいたとおりです。

他方、私は、本件訴訟の訴因となっている津田ブログに引用した『財界展望』2002年9月号の『投資の神様』は本当か? 出資法違反も疑われる有名評論家増田俊男氏が集めた『四〇億円』(甲2号証・以下、「財界展望記事」と題する記事)について、増田俊男氏(以下、「増田氏」とサンラ・ワールド株式会社(以下、「サンラ・ワールド社」)側との間で示談書(甲3号証)に署名しております。

にもかかわらず、再び増田氏らを対象とした批判記事を執筆し、ネット上で公開するに至ったのには、以下のような相当の動機と理由があったからです。

- ① 2003年1月、林俊明氏が神奈川県警高津警察署から出頭を求められたことで、財界展望記事のなかに書いた「公認会計士脅迫事件」の存在が明らかになっていったこと
- ② 『サンマス・ブログ』と『サンマス研究会』に掲載されていた資料と情報が、財界展望記事の内容が事実であったこと裏づけており、あらためて独自に調査することによって、増田氏とサンラ・ワールド社が展開する商法に違法性が疑われることを強く再認識したこと
- ③ サンラ・ワールド社の投資被害が、以前にも増して拡大していたこと
- ④ 増田氏とサンラ・ワールド社の商法の実態を暴き、真実を報じることが投資被害の拡大を防止し、ひいては公共の利益と社会正義につながるものと判断したこと

上記のうち、①については[redacted]氏の『陳述書(1)』(乙5号証)と大野裕弁護士作成による[redacted]氏聴取にかかる『報告書』(乙7号証)、および私の『陳述書(1)』(乙9号証)に記述したとおりです。

本陳述書においては、②から④の事由について、詳しく述べさせていただきます。

2. パラオ共和国の投資案件

- (1) 私は、昨年6月に『サンマス・ブログ』と『サンマス研究会』の存在を知り、その記事を読覧し、最初に関心を持ったのは、『サンラ国際信託銀行』と『P G I』(パラオ・ゴルフコース・インク)に関する情報でした。

この2つの法人はともに、増田氏と江尻真理子氏(以下、江尻氏)がパラオ共和国に設立したサンラ・ワールド社のグループ会社であり、同氏らが日本国内で出資金集めの募集・勧誘を行った初期の案件でもあります。そして、財界展望記事の取材・執筆をした2002年当時の私が、増田氏とサンラ・ワールド社が展開する出資金集めの違法性を疑う根拠としていた案件でした。

とくに『サンラ国際信託銀行』に関しては、増田氏と江尻氏が同銀行に関する法的手続きを『長島・大野・常松法律事務所』に所属する弁護士に依頼しようとしたところ、「出資法などの国内法に違反する疑いがある」との理由で受任を断られていた事実を、私は知っていました。

また、『P G I』についても、増田氏らとパラオ共和国へ行ったことのある桂木氏から、「出資金だけ集めて、ゴルフ場は着工していない。予定地とされる土地は、交通手段がないどころか、道路すら通っていない原野で、完工することはまず不可能」という情報を得ていました。

そのため、私はパラオ共和国の2つの案件での出資金集めは、ともに出資法に違反する疑いのほか、収益もないのに集めた出資金から配当を支払う「蛸配当」もしくは「自転車操業」も疑われるのではないかと思いました。その疑惑は、財界展望記事に執筆したとおりです。

しかし、同記事の取材に対して、増田氏は以下のような回答をしていました。

『P G I』については、

- ① 日本の出資法に抵触しないよう注意し、S I C会員だけを対象に、優先株式300万米ドルへの出資を募りました。
- ② 2002年完成予定も遅れ、ゴルフ場の工事も遅れています。ただし2年以上遅れることはありません。
- ③ 出資者への配当は年1割が保証されており、最終許可取得により不動産価値が倍増していることから、毎年1割の無償株配当を継続しています。

『サンラ国際信託銀行』については、

- ① 資本金の募集は、S I C会員だけを対象に行いました。ただし、会員に対しても、いわゆる営業的行為は行っていません。
- ② 預金は株主を中心に受け付けており、現在年利 12%で回転しています。
- ③ 初年度から大幅な収益があり、株主に対して 14%の配当を行いました。

増田氏の回答は、いずれの案件についても日本の出資法を意識してか、「S I C会員だけを対象に」という点を強調して適法性を主張し、かつ出資者に対して配当できる利益の存在を示していました。

- (2) ところが、昨年 6 月に『サンマス・ブログ』と『サンマス研究会』から得た情報は、4 年前の財界展望記事に掲載した増田氏の言い分を根本から否定するものでした。保存しておいた『サンマス・ブログ』のファイルから、『P G I』と『サンラ国際信託銀行』に関する詳しい情報が掲載されたページをプリントアウトして、〔資料 1〕として本陳述書に添付いたします。このページは、同ブログの管理者の執筆ではなく、『向陽社』という団体が寄稿した記事の特集ページです。『向陽社』はパラオ共和国と縁のある団体であり、現地調査で収集した情報と証拠に基づいて書かれた記事ですから、確度と信用性は高いものと、私は判断しました。

〔資料 1〕の 3 ページ目から、「パラオの投資話は、総て嘘！」と題された記事が掲載されています。この記事の『P G I』に関する記述をみると、2005 年 12 月中旬の時点でゴルフ場の開発許可は取り消されており、建設予定地には、すでに民家が建っていたとされています。

財界展望記事の取材に対して、増田氏が回答した「2 年以上遅れることはない」とする説明どおりならば、ゴルフ場は 2004 年までに完成していなければなりません。ところが、それは実現しなかったばかりか、〔資料 1〕の同記事は、サンラ・ワールド社が道路舗装工事の碎石置き場の写真を「クラブハウス工事現場」と偽って、投資資料などに掲載していたと指摘していました。それが事実だとすると、きわめて悪質です。

増田氏とサンラ・ワールド社は、完成の見込みがないことを承知のうえで、投資者を欺いて出資金を集め、収益もないのに「蛸配当」をつづけていた疑いも浮かびます。

他方、『サンラ国際信託銀行』については、〔資料 1〕の 5 ページ目以下に「パラオ政府が増田俊男・サンラ信託銀行の銀行免許を取り消し」と題する記事を載せています。この記事中に張られたリンクから確認できますが、同銀行の免許は、2005 年 1 月 6 日にパラオ共和国政府によって取り消されていたのです。

私は、〔資料 1〕の記事を、無批判的に鵜呑みにしたわけではなく、津田

ブログの開設に際し、独自に調査をして裏づけを取っています。

昨年10月1日には、増田氏とサンラ・ワールド社に対する予備取材を継続中の写真週刊誌『フライデー』（講談社）編集部の承諾を得たうえで、在京パラオ共和国大使館に対して、『P G I』と『サンラ国際信託銀行』に関する質問状〔資料2〕を送っています。

そして、その質問に対する回答書が〔資料3〕です。残念ながら、在京パラオ共和国大使館からは、質問事項に対する回答は得られませんでした。そこで私は、パラオ共和国国務省外務局へ質問状を送るとともに、国際電話で同国政府関係者に問い合わせをしています。

国務省外務局からの公式な返信は得られませんでした。政府関係者に対する電話取材では「ゴルフ場は、スコップひとつ入れておらず、工事を行った形跡はまったくない。サンラ国際信託銀行は、確かに免許を取り消されており、第三者へ譲渡する話が出ていると聞いている」などというような証言を得て、〔資料1〕に掲載されたパラオ関連の記事が事実であることを確認しました。『サンラ国際信託銀行』が、パラオ共和国金融機関委員会によって銀行免許を取り消されている事実を示す確かな証拠として、「OCCALERT（通貨監督庁特別警報）」を〔資料4〕として添付いたします。

サンラ・ワールド社は、銀行免許を取り消される直前の2004年11月29日、「S I C（サンラ・インベストメント・クラブ）ニュース」〔資料5〕なる文書を投資家に配布して、『サンラ国際信託銀行』の株式138万株（約1億6000万円相当）の募集をしていました。

しかも、同日付の「S I C緊急ニュース」〔資料6〕と題する文書では、Q&A方式で「2005年もさらに好業績になる見込みですので15%配当は維持できる予定です」などと高配当を謳い、投資を煽っていたのです。これは、財界展望記事の取材に対して増田氏が回答した「会員に対しても、いわゆる営業的行為は行っていません」という弁とは、あきらかに矛盾した行為です。

この『サンラ国際信託銀行』株式募集は、その1ヶ月余りのちの免許取り消しを予測していなかったからではないと、私は思います。なぜなら、増田氏とサンラ・ワールド社は、銀行免許が取り消された2005年1月6日以降も、その事実を投資者に発表せず、清算をしないまま、何食わぬ顔をして『サンラ国際信託銀行』株式の配当金を支払いつづけているからです。〔資料7〕は、サンラ・ワールド社社長の江尻氏が、昨年9月9日付で投資者の一人に送った文書です。この文書を見れば、銀行免許が取り消された以降の2005年2月と2006年2月に、それぞれ2800ドル（14パーセント）ずつの配当金が支払われていたことがわかります。

そして〔資料8〕は、『サンラ国際信託銀行』株式の売却をサンラ・ワールド社に申し入れた別の投資者に対して、同社の海外事業部責任者である熊谷喜代美氏が昨年10月26日付で送った文書ですが、すでに存在してい